

◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第789号 (R6.12.6) ◆◆◆

国土交通省では、軽貨物事業者における安全対策の強化のため、令和6年に関係法令の改正を行いました。改正内容を周知するため、札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、那覇の全国10か所において説明会を開催します。

日時等の詳細は下記の報道発表に掲載しておりますので、ぜひご参加ください。参加費は無料です。

【報道発表】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000669.html

【お申し込み（参加費無料）】

https://www.e-toroku.jp/ticket/user/form/index?form_id=mlit_keikamotsu

(3) 運送事業者の運転者の健康管理に係る取組調査への協力依頼について
(配信日：R6.11.1)

国土交通省では、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなった事案が近年増加している状況を踏まえ、運転者の日常や運転中の健康状態を把握する施策の検討を行っております。

今般、上記検討に活用するため、自動車運送事業者の皆様が日常的に取得している運転者の健康データや健康管理に関するDXの取組についてお伺いすることを主としたアンケート調査を実施することとなりました。

関係業界団体傘下の皆様には、アンケート調査へのご協力依頼のご連絡を差し上げましたが、下記リンク先からも回答可能ですので、各社様の取組状況についてご回答いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

○アンケートは以下リンクより、PCやスマートフォン等にて回答いただけます。
<https://forms.gle/utX72LUxm9LxHL1g6>

○回答期限は11/29(金)までとなります。

(4) ドライバーの疲労が眠気・わき見を誘発！早めの休憩を。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
(配信日：R6.11.1)

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしました。以下のリンクからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000670.html

○ 重要調査対象事故

・ 中型トラックの追突事故

(令和3年10月18日発生 山形県東根市)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/jikochousa/report1.html>

(5) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(配信日：R6.10.4)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化の推進や、車輪脱落事故防止対策品普及促進のための実証調査を実施します。

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000327.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(6) (通達発出) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について

(配信日：R6.9.27)

国土交通省においては、次のとおり行政処分基準に関する通達を改正し、地方運輸局及び業界団体へ通達を発出しました。

(R6.9.19改正、R6.10.1施行)

「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）において、悪質なトラック事業者に対し、強力かつ重点的に改善を促す観点から、監査を強力に実施する、とされたところです。

また、飲酒運転事故件数についても、下げ止まり傾向にあり、根絶に向けた取り組みの強化が必要です。

これらの諸課題を踏まえて、今般、行政処分基準強化のため、所要の改正を実施しました。

関係の皆様におかれては、改めて、輸送の安全の確保に向けた取り組みの徹底をお願いいたします。

○酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化（トラック・バス・タクシー）

【新規】従前の処分に加えて、飲酒運転者への「指導監督」又は「点呼」が未実施の場合の処分基準を追加

従来：規定なし → 今後：100 日車（再違反：200 日車）

○違反件数に比例した処分の導入（トラックのみ）

①【強化】勤務時間等基準告示の遵守違反（未遵守 6 件以上において、1 件あたり 2 日車（再違反：4 日車））

従来：初違反最大 20 日車（再違反最大 40 日車）

→ 今後：違反件数に比例

②【強化】点呼の実施違反（未実施 20 件以上において、1 件あたり 1 日車（再違反：2 日車））

従来：初違反最大 20 日車（再違反最大 40 日車）

→ 今後：違反件数に比例（最大 100 件）

なお、①及び②のいずれの場合も、違反状況の形態によっては、日車に代えて、30 日間の事業停止の場合があります。（変更なし）

なお、改正反映済みの処分基準は、以下のサイトに掲載をしています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>

また、国土交通省においては、令和 6 年 3 月に飲酒運転防止マニュアルを公表しています。本マニュアルは、医学的知見をいただきながら作成したものであり、運転者の飲酒が原因となる交通事故を防ぐために、事業者が取り組むべき内容をまとめています。飲酒運転を防止するための具体的な取組やアルコール

ルが身体に及ぼす影響などを分かりやすくまとめたほか、アルコール依存傾向の強い運転者に関する症状の把握や治療の必要性について記載しています。飲酒に関する正しい知識やアルコール依存症に関する理解が浸透し、飲酒運転防止につながることを期待されますので、ぜひ本マニュアルをご活用ください。以下のサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

(7) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(配信日：R6. 8. 30)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ＡＳＶ）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、現在、その補助金の申請を受け付けております。

1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援
- (2) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援

※運行管理の高度化に対する支援は上限額に達したため、１０月３１日をもって締め切りました。

2. 補助事業の内容

ＴＯＰＰＡＮ（株）申請ポータルサイト並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○ＴＯＰＰＡＮ（株）申請ポータルサイト

<http://hogo-zoushin.jp>

○国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06.html

過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付期間：上記申請ポータルサイトをご確認ください。

○今年度の申請受付窓口は「TOPPAN（株）」となりました。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

* このメルマガについてのご意見は、

< hgt-mailmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

- ・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24 時間）

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったと

ということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

